

## 国立大学法人岡山大学の人事に関する権限の委任等に関する規程

〔平成16年4月1日〕  
岡大規程第57号

改正 平成17年3月24日規程第2号  
平成18年3月9日規程第14号  
平成18年6月29日規程第68号  
平成19年3月30日規程第49号  
平成20年3月31日規程第58号  
平成21年3月27日規程第35号  
平成22年3月31日規程第37号  
平成23年4月28日規程第63号  
平成26年3月31日規程第42号  
平成27年3月31日規程第27号  
平成27年5月29日規程第83号  
平成28年3月31日規程第28号  
平成29年3月31日規程第22号

### (目的)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学における職員の任命権、選考の権限、旅行命令権その他人事に関する権限の委任等について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「部局」とは、本部等（国立大学法人岡山大学事務組織規程（平成16年岡大規程第1号）第4条に規定する本部及び法人監査室をいう。以下同じ。）、各学部、各研究科、各研究所、岡山大学病院、各全学センター、附属図書館、各機構及びダイバーシティ推進本部の各室並びに教育研究プログラム戦略本部の戦略的プログラム支援ユニット及び異分野融合先端研究コアをいう。

### (任命権等の委任)

第3条 次の各号に掲げる職員に対する任命権は、当該職員の勤務する部局（本部等を除く。）の長に委任する。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 一 非常勤研究員
- 二 医員、医員（レジデント）及び医員（研修医）
- 三 運営費交付金以外の原資により雇用する非常勤職員
- 四 ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタント
- 五 雇用予定期間が2月未満の非常勤職員
- 六 1週間の勤務時間が20時間未満の非常勤職員（前各号に該当する者を除く。）

2 部局の長は、前項により任命権を委任された職員の給与を決定するものとする。

### (発令の専決)

第4条 次の各号に掲げる職員に対する任免の発令は、当該職員の勤務する部局（本部等を除く。）の長に専決させるものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 一 非常勤講師
- 二 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師

### (旅行命令権の委任)

第5条 職員（本部等の職員を除く。）に対し旅行命令を発し、及び部局（本部等を除

く。)の用務に係る旅行依頼を発する権限は、当該部局の長に委任する。

- 2 本部等の職員に対し旅行命令を発する権限は、本部の各部の部長及び法人監査室長に対するものは事務局長に、本部のそれ以外の職員に対するものは当該職員が所属する部の部長に、法人監査室の職員(室長を除く。)に対するものは室長に委任し、本部等の用務に係る旅行依頼を発する権限は、本部の各部の部長及び法人監査室長に委任する。

(諸手当決定の専決)

第6条 医学部、歯学部、保健学研究科、医歯薬学総合研究科(津島地区に勤務する者を除く。)、資源植物科学研究所、惑星物質研究所、中性子医療研究センター、自然生命科学支援センター(光・放射線情報解析部門鹿田施設及び動物資源部門鹿田施設に勤務する者に限る。)及び岡山大学病院に勤務する職員に係る扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当(以下「諸手当」という。)の決定は、当該部局の人事担当課長、事務長又は事務室長に専決させるものとする。

- 2 前項の適用を受ける職員以外の職員の諸手当の決定は、総務・企画部人事課長に専決させるものとする。

(研修の承認)

第7条 教育職員が勤務場所を離れて行う研修の承認は、当該部局(本部等を除く。)の長が行うものとする。

- 2 部局の長は、当該部局の上位の職員に限り前項の事項を行わせることができる。この場合、部局の長は、当該部局に勤務する職員へ事前に周知しておくものとする。

(兼業の承認)

第8条 職員(部局の長を除く。)に係る次の各号に掲げる兼業の承認は、当該部局(本部等を除く。)の長が行うものとする。

- 一 勤務時間外に無報酬で従事する兼業(国立大学法人岡山大学職員兼業規程(平成16年岡大規程第12号。以下「兼業規程」という。)第3条第1号に定める営利企業兼業を除く。)
- 二 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校、専修学校又は各種学校の非常勤講師に従事する兼業(前号に該当するものを除く。)
- 三 医療法(昭和23年法律第205号)に定める医療提供施設の非常勤医師(歯科医師を含む。)であって、報酬の年額が250万円未満のものに従事する兼業(第1号に該当するものを除く。)
- 四 兼業規程第7条第1項第3号へに定める職に従事する兼業(第1号に該当するものを除く。)

(休暇等の承認等)

第9条 職員(本部等の職員を除く。)に係る次の各号に掲げる事項は、当該部局の長が行うものとする。

- 一 休暇の承認に関する事。
- 二 育児部分休業に関する事。
- 三 介護休業及び介護部分休業に関する事。
- 四 職務専念義務免除の承認に関する事。

- 2 本部等の職員に係る前項各号に掲げる事項は、本部の各部の部長及び法人監査室長に係るものは事務局長が、本部のそれ以外の職員に係るものは当該職員が所属する部の部長が、法人監査室の職員(室長を除く。)に係るものは室長が、それぞれ行うものとする。

- 3 部局の長(本部等にあつては本部の各部の部長)は、当該部局の上位の職員に限り第1項各号に掲げる事項を行わせることができる。この場合、部局の長は、当該部局に勤

務する職員へ事前に周知しておくものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。